

事業系食品廃棄物の リサイクルをお願いします。

現状、多くの食品廃棄物は焼却されており、仙台市の清掃工場だけでも、一年間で約 1.3 万トン（令和元年度）焼却しています。食品は、大事な資源です。捨てざるを得ない場合でも、焼却してしまうのは、「もったいない」です。可燃ごみと分けて、リサイクルをお願いします。

Q 1 食品リサイクルといっても、どうしたら良いのでしょうか？

A 1 市内の食品リサイクル施設に依頼することができます。施設ごとの受け入れ基準がありますので、施設に確認してください。

事業者名	(株)ジェイネックス
住所	泉区明通二丁目 80 番
電話番号	779-5515
ホームページ	https://www.jnex.co.jp/
リサイクル方法	発酵させメタンガスを作り発電しています。また、発酵残渣は、堆肥化します。
特徴	発酵残渣も堆肥にする 100%リサイクルです。また、収集運搬も行っています。

事業者名	(株)東北バイオフードリサイクル
住所	宮城野区蒲生三丁目 10 番 1 号
電話番号	営業担当：388-6568（J&T環境株） 工場：355-9151
ホームページ	https://www.tohoku-bio.co.jp/
リサイクル方法	発酵させメタンガスを作り発電しています。
特徴	紙・プラスチックなどの容器包装は事前の分別が不要です。その他の容器、荷姿についてはご相談ください。

Q 2 収集運搬を依頼したいのですが、どうしたら良いですか。

A 2 収集運搬は、許可がある事業者だけができます。現在、食品廃棄物の収集を依頼している事業者にご相談ください。

Q 3 自分で持って行っても良いですか。

A 3 可能です。受け入れ可能な時間など詳しくは、施設にご確認ください

Q 4 自分で堆肥化したいのですが、補助はないのでしょうか？

A 4 事業者が生ごみ処理機を導入し、飲食店等から発生する食品廃棄物（一般廃棄物）を堆肥化して再利用する場合、「事業系生ごみ処理機等設置補助金」が受けられます。補助金の額は、本体購入費、設置工事費等の 2/3 で上限 200 万円です。詳しくは、事業ごみ減量課までお問合せください。

仙台市環境局事業ごみ減量課

電話：022-214-8679

E mail : kan007230@city.sendai.jp